

自然災害等発生時における災害ボランティア活動支援に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、静岡県生活協同組合連合会（以下、「甲という」）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下、「乙」という）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下、「丙」という）が、自然災害等発生時に相互に連携し、被災者及び被災地（以下、「被災者等」という）の支援活動を推進することを目的とする。

(協力の内容)

第2条 甲、乙及び丙は、その組織及び機能を最大限に活用し、次の内容について相互に協力を行うものとする。

- (1) 平時及び災害発生時の甲、乙及び丙の連携・協働を検討する場、被災者等の支援に係る情報共有の場の設置
- (2) 災害発生時に乙及び丙が設置する災害ボランティア本部・情報センター（以下、「県V本部」という）の運営及び被災者等支援活動への協力
- (3) 県V本部の活動を支援するための物資の調達への協力や提供

(情報共有・情報提供)

第3条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時より年1回以上の会議を開催し、情報共有をはかることとする。

- 2 災害発生時において、甲は県V本部の開設状況、支援活動の実施状況等の情報提供を乙及び丙に求めることができるとし、乙及び丙は甲の求めに応じて可能な範囲内で情報提供を行うこととする。

(連絡担当者の設置)

第4条 甲、乙及び丙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当者を定め、別紙により毎年4月1日を目途にその連絡先を共有するものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は協定書締結日から2024年3月末日とする。なお期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかから協定の解除の申し出がない場合は、翌年3月末日まで同一内容にて更新されるものとし、以降同様の扱いとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その取扱いを定めるものとする。

2023年6月20日

(甲) 静岡県静岡市葵区呉服町1-3-14  
静岡県生活協同組合連合会

会長 稲垣滋彦

(乙) 静岡県静岡市葵区駿府町1-70  
特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会

理事長 小野田金宏

(丙) 静岡県静岡市葵区駿府町1-70  
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

会長 神原啓文